

コーポレート・ガバナンス

当社グループは、2005年4月から「ヤマトグループプレボリューションプラン 2007 新価・革進3か年計画」に基づき、新たなる成長力の確保と高効率経営の徹底推進を目指しています。グループ経営を推進するため、かねてよりグループ内の事業再編を進めてきましたが、2005年4月1日に疑似的な持株会社への組織変更を行いました。その最終段階として11月1日には純粹持株会社体制への移行を予定しています。

基本的な考え方

ヤマトグループは、ヤマトグループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しております。そして、グループにおける経営資源を有効活用し、企業価値の最大化を図ることを経営上の最重要課題の一つと位置づけ、コーポレート・ガバナンスの取り組みとして経営体制の強化と施策を実践しています。

コーポレート・ガバナンス体制

経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織として、取締役会、経営諮問会議を設置し、重要事項の意思決定を迅速、的確に行うとともに、各支社、事業本部に権限を委譲することにより、機動的な運営が可能となる経営体制を構築しています。また取締役の任期を1年とし、事業年度毎の経営責任の明確化を図っています。

監査役については、常勤および非常勤監査役各1名と社外監査役2名で監査役会を構成し、取締役会、その他の重要な会議に出席するほか、業務執行の適法性に関して監査を行うなど、健全な経営と社会的信頼の向上に努めています。さらに内部監査担当部門である監査部が内部統制の有効性について監査を実施しており、その結果については、取締役および監査役に報告する体制を構築しています。

2004年6月29日開催の定期株主総会終了後に、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離してそれぞれの役割と責任権限の所在を明確にし、経営の迅速化および機動力の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入するとともに、退職慰労金制度を廃止し、毎年の業績および成果に見合った年間報酬へ一本化しました。

当社は、既存経営管理組織によるチェック・アンド・バランスを機能させるとともに、CSR推進室が事務局となってコンプライアンス委員会等を定期的に開催することによってコンプライアンス経営の確立を進めています。そして、法律や企業倫理を遵守し、株主の皆様から信頼される企業となることを目指しています。

また、グループ経営を推進するため社外取締役を新たに選任するとともに、指名報酬を諮問し取締役会に提案する委員会を新設、運営することにより、経営の透明性を高めるとともに、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。